

医療連携ネットワーク「桐生おりひめネット」の利用者規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、桐生厚生総合病院医療連携ネットワーク（以下「桐生おりひめネット」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(登録医療機関)

第2条 目的に賛同し、医療機関登録を完了した医療機関をいう。

(利用料)

第3条 登録医療機関の利用については、原則無料とする。

(利用者)

第4条 利用者とは、医療機関登録を行った医療機関に所属する者のうち、利用登録を完了した者で、且つ、第8条に規定する利用者資格を満たした者をいう。

(利用者登録)

第5条 利用者として登録しようとする者は、別に定める医療機関登録申請書に利用者等必要事項を記載し申し込むものとする。

(利用者抹消)

第6条 前条により利用者登録を行った参加医療機関の院長は、所属する利用者が、本規定の利用者に該当しなくなった場合、速やかに利用者ID抹消届を提出しなければならない。

(利用者の責務)

第7条 利用者は目的以外に桐生おりひめネットを利用してはならない。

- 2 利用者は、桐生おりひめネットを通じて入手した、患者に関する情報については、診療目的及び患者家族への説明以外に用いてはならない。
- 3 利用者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律等に基づき個人情報の適正な取り扱いに努めなければならない。
- 4 利用者は、セキュリティに十分注意し、ID及びパスワードを利用者本人以外の者に利用させてはならない。
- 5 桐生おりひめネットを通じて情報提供医療機関から入手した患者に関する情報は、情報閲覧医療機関の責任において管理するものとし、情報提供

医療機関が不利益を受けることのないよう十分に注意して取り扱わなくてはならない。

- 6 桐生おりひめネットを通じて情報提供医療機関から入手した患者に関する情報は、情報閲覧医療機関の責任において管理するものとし、情報提供医療機関が不利益を受けることのないよう十分注意をして取り扱わなければならない。ただし、情報閲覧医療機関及び利用者が該当情報のすべてについてその内容を確認しなければならない義務を負うものではない。

第2章

(利用者の資格)

第8条 桐生おりひめネットを利用できる者は、第2項に規定するID及びパスワードを取得した者のみとする。

- 2 前項の規定により、登録された医療機関に情報提供医療機関がID及びパスワードを発行する。
- 3 利用者に係る登録情報は桐生おりひめネットの運営上必要な場合にのみ使用することとする。

(機器管理)

第9条 利用者は、機器・機能を備えたコンピューター端末（以下「端末装置」という。）を用い、桐生おりひめネットにアクセスするものとする。

2 前項の端末装置、その他桐生おりひめネットの利用に必要な設備は、参加医療機関が自ら設置し、維持及び保守管理するものとする。

- 1) OSは更新を行い最新の状態に保つこと。
- 2) ウイルス対策ソフトをインストールし、且つ、ウイルス定義ファイルを最新の状態に保つこと。

(利用時間)

第10条 情報提供医療機関の定期的な保守管理等のため運用を停止する必要性が生じた時は、利用者に対して、事前に書面又は、電子メール、ホームページ等により通知をした上で運用を停止するものとする。

- 2 情報提供医療機関が情報提供する連携サーバーの利用時間に関して、当該情報提供医療機関が別に定める。

(情報セキュリティ対策)

第11条 利用医療機関の端末装置にコンピューターウイルス感染、不正アクセス、情報漏洩等の情報セキュリティ事故が生じたときは、端末の一部または全てを一時停止するとともに、情報提供医療機関に報告をしなければ

ばならない。

- 2 情報提供医療機関は、利用者が第8条又は、第9条の規定に違反していると認めるときは、当該利用者の桐生おりひめネットの利用を停止することができる。

第3章 雑則

(利用者規定の改正等)

- 第12条 この規定の改正は、情報提供医療機関の情報システム委員会において議決を経なければならない。ただし、簡易な変更については、この限りではない。

(事務局)

- 第13条 この規定に定める事務手続き等の業務については、地域医療連携室において処理をするものとする。

(その他)

- 第14条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については、情報システム委員会において別に定める。

(施行期日)

この規定は、平成28年5月9日から施行する。